

野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金

制度の概要

高齢者や障害のある人を含むすべての市民が安全で快適な生活を営むことができるバリアフリー社会の実現を目指して、野々市市では商業施設等のバリアフリー化を推進しています。医療施設、スーパー、飲食店その他の店舗について、新築・増築・改築等によりバリアフリー化を行った事業者に対して整備費用の一部を補助します。

補助対象施設

市内の商業施設等（商品の販売・役務の提供を行うもの）で、「適合証」の交付を受けたもの。

【適合証について】

「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に定める「整備基準」を遵守して建てられた施設は、同条例第21条の規定により、野々市市から「適合証」の交付を受けることができます。



- ⚠️ バリアフリー法第14条の適用を受ける施設（床面積1,000㎡以上）は補助の対象外となります。
- 平成31年度4月1日以後に「適合証」の交付を受けたものが補助の対象となります。

補助対象者

補助対象施設について「新築等整備事業」または「改修整備事業」を実施した民間事業者

「新築等整備事業」	整備基準を遵守して新築・増築・改築・大規模の修繕・模様替又は用途の変更を行う整備事業（建築確認申請が必要なものに限る）で、適合証の交付を受けることができるもの。
「改修整備事業」	整備基準に適合させるために行う一体的な整備事業（上欄の場合を除く）で、適合証の交付を受けることができるもの。

補助金額

補助金額は、補助対象工事費に補助率を乗じた金額（限度額以下とし、千円未満の端数切捨て）

	補助対象工事費	補助率	限度額
「新築等整備事業」	工事費（土地取得費及び造成費を除く）の5分の1	1/20	150万円
「改修整備事業」	工事費（土地取得費及び造成費を除く）	1/20	50万円

お問い合わせ

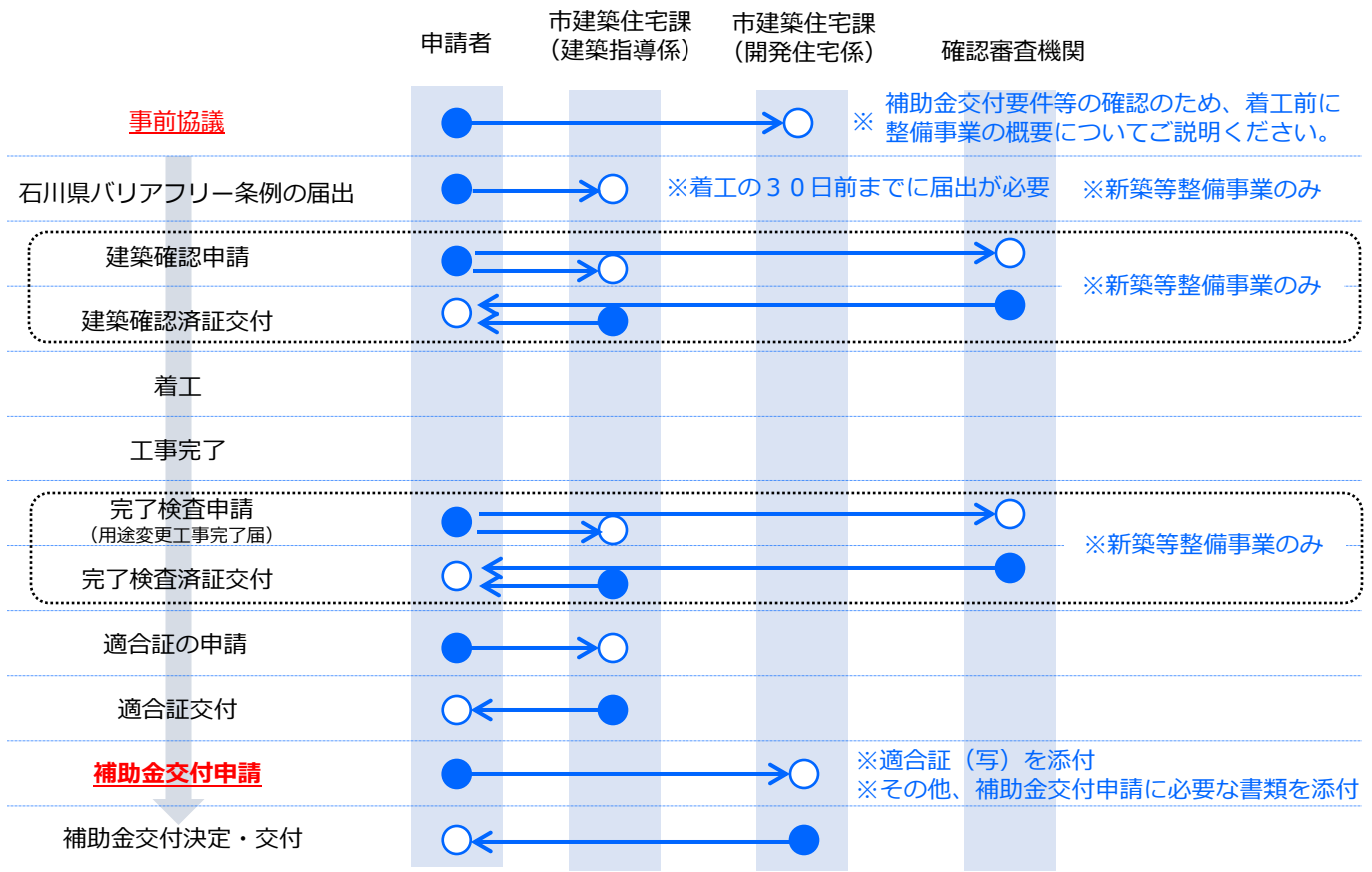
補助金の申請窓口・補助制度の概要

建築住宅課 開発住宅係 076-227-6087

整備基準の技術的内容・適合証の交付申請

建築住宅課 建築指導係 076-227-6136

手続の流れ



※工事に着手する前に、整備事業の内容について市と**事前協議**を行ってください。

※適合証の交付を受けた後、**補助金交付申請**の際に、次の書類を提出いただく必要があります。

- 補助金交付申請書
- 適合証(写)
- 適合証申請書類の写し
- 関係図面(案内図・配置図・平面図・断面図)
- 工事請負契約書(写)
- 工事内容内訳書
- 工事代金領収書(写)
- 建物登記簿謄本
- 商業・法人登記簿謄本(申請者が法人の場合のみ)
- 申請同意書(申請者が所有者と異なる場合のみ)
- 市税の滞納がない旨を証明する書類
- 完了検査済証等の写し(新築等整備事業の場合のみ)

(野々市市商業施設等バリアフリー化支援補助金交付要綱第6条)

補助制度の上手な利用

石川県の融資制度と合わせて商業施設等のバリアフリー化を行うこともできます。

石川県では、民間施設のバリアフリー化を進めるため、新築・改修の際の、低利の融資制度を設けています。

詳しくは石川県健康福祉部厚生政策課 (Tel 076-225-1419) にお問い合わせください。

The flyer promotes the '石川県バリアフリー施設整備促進融資制度' (Ishikawa Prefecture Barrier-free Facility Improvement Promotion Financing System). It highlights a 0% interest rate for financing up to 10 million yen. The text includes details about the system's purpose, application procedures, and contact information for the Health and Welfare Department's Social Policy Section.